

「小田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」 ご協力をお願い

市民の皆様には、日ごろから、小田原市政にご協力いただきありがとうございます。
本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「小田原市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を策定し、子育て支援の充実を図っています。
また、国においては、2019年10月1日からの「幼児教育の無償化」の実施に向けて、具体的な手続き等の検討が行われています。

このような状況を踏まえ、「第二期小田原市子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）」を策定するにあたり、市民のみなさんの教育・保育サービス等の利用状況や、今後の利用希望等を把握するためのアンケート調査を実施させていただくことになりました。
このアンケートにお答えいただいた結果をもとに、今後、小田原市の教育・保育サービスの受け入れ人数やその質を市民のみなさんのニーズに合うように整備していくことになります。

調査対象者として、市内にお住まいの小学校に通う前のお子さんの中から4,000名の方を無作為に抽出し、ご協力をお願いしております。なお、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理いたします。回答者個人が特定されたり、調査の目的以外に使用されることはありませんので、現在のお気持ちやご要望などを率直にお聞かせください。

お忙しいとは存じますが、アンケートをご返送いただくご家庭が多いほど、市民のみなさんのニーズを正確に把握し、小田原市の子育てしやすい環境づくりに効果的に取り組むことができますので、調査の趣旨をご理解いただき、**平成30年12月27日(木)まで**に、同封の封筒（切手不要）に入れて、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査結果は、平成31年3月末頃に市ホームページに掲載する予定です。小田原市ホームページで「子ども・子育て支援事業計画」と検索してください。

平成30年12月
小田原市

【ご記入に当たってのお願い】

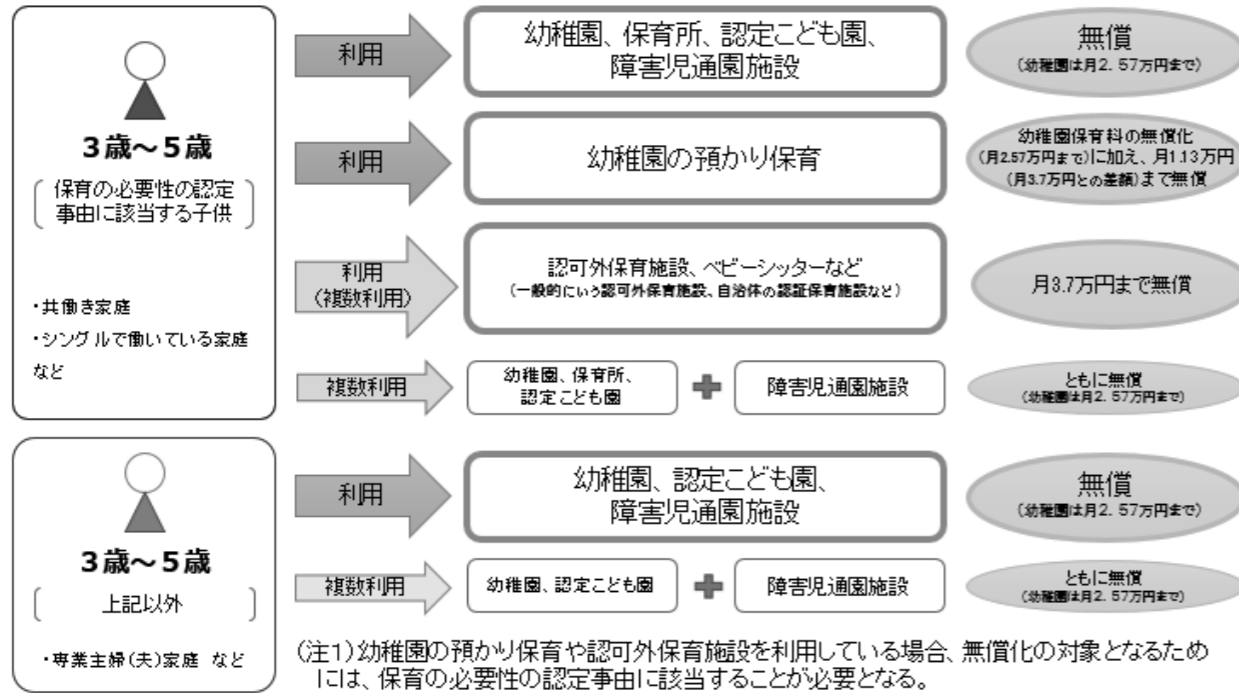
- この調査はあて名に記載されているお子さんについて、保護者の方がご記入ください。
なお、記入の終わった別紙調査票（ホチキス止め）のみ、同封の封筒でご返送ください。
- ご記入は、黒または青のボールペン、濃い鉛筆等をご使用ください。
- 本調査における施設や事業の内容については、裏面の事業内容と利用料をご覧ください。
- この調査票に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

小田原市子ども青少年部子育て政策課子育て政策係
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
電話：0465-33-1874（8:30～17:00 土日・祝日を除く）
E-mail：ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp

■幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

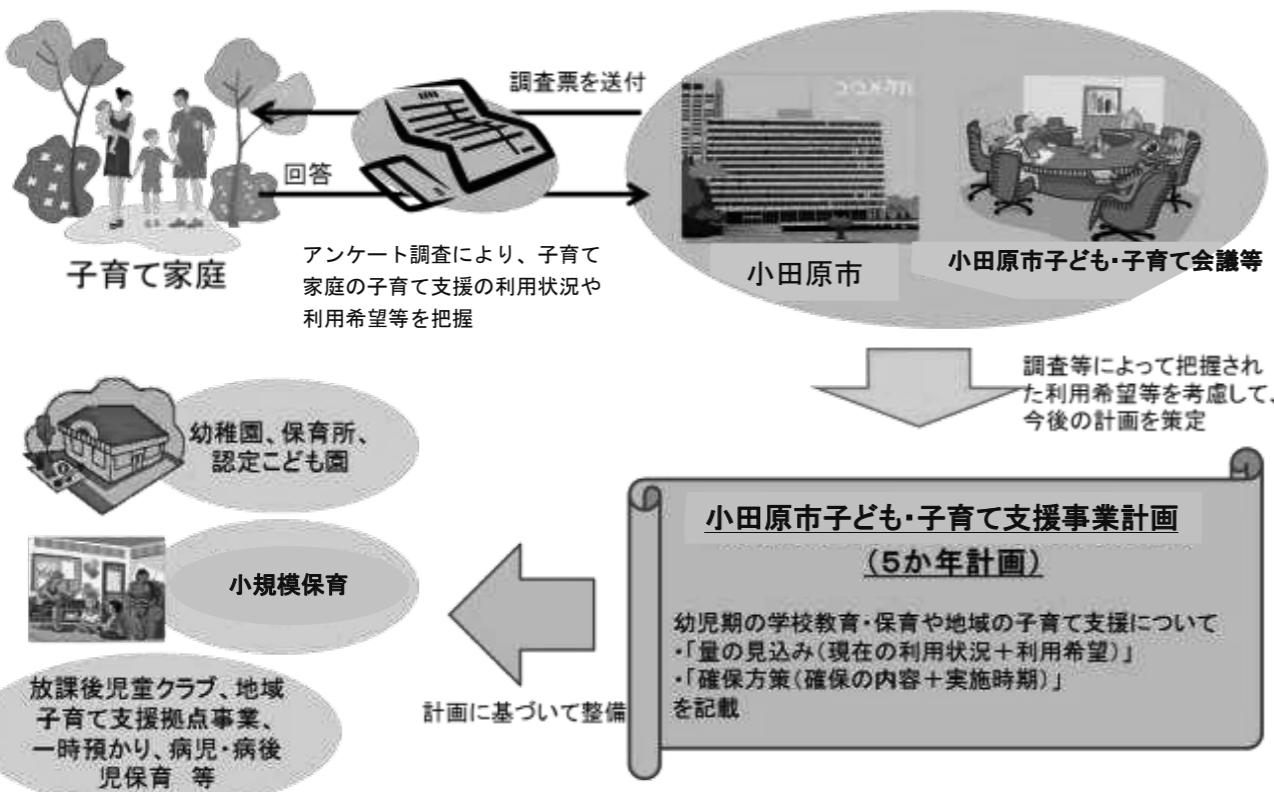
幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ根本的に変えるために取り組まれているものです。現在、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施に向け、具体的な手続き等の検討が行われているところです。（※以下の図は、現在国で示されている幼児教育無償化の具体的なイメージです。）

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

いただいた回答は本市の子育て支援の充実に生かされます



事業内容と利用料

※幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業、その他認可外保育施設、ベビーシッターについては、2019年10月から予定されている「幼児教育の無償化」により、保育料、利用料が無償化される場合があります。（3ページをご覧ください。）

※利用料は現時点でのものであり、将来的に施設、事業によっては変更されるものがあります。

名称	事業の内容と利用料	問い合わせ先
幼稚園	幼稚園は学校教育法に定められた「学校」で、幼児教育を行っています。市内には、公立6園、私立10園があります。 ■公立幼稚園、子ども子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、保育料月額0円～25,700円で世帯の所得とお子さんの人数により決まります。 新制度に移行していない私立幼稚園については、保育料は園によって異なりますが、世帯の所得に応じて、負担を軽減するための就園奨励費補助事業を行っています。	保育課 電話 33-1451 教育指導課 電話 33-1682
幼稚園の預かり保育	幼稚園で、通常の就園時間を延長して、在園児を預かるサービスです。利用料は園ごとに異なります。	教育指導課 電話 33-1682
認可保育所	国が定める基準に適合し、県の認可を受けた施設です。保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。市内には、公立6園、私立25園があります。 ■公立、私立ともに保育料月額0円～64,000円が世帯の所得とお子さんの年齢、人数により決まります。延長保育には別途料金がかかります。	保育課 電話 33-1451
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を有した施設です。市内には、私立2園があります。 ■保育所機能部分は、保育料月額0円～64,000円。市の保育料に準じており、世帯の所得とお子さんの年齢や人数により決まります。幼稚園機能部分は、月額0円～25,700円です。	保育課 電話 33-1451
小規模保育事業	3歳児未満児童を対象とし、定員6人から19人の小規模な施設です。市の認可基準に適合した施設で、市内には、8施設があります。	保育課 電話 33-1451
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。空いた定員を地域枠として一般のかたに開放することもあります。現在、市内には、3施設があります。	保育課 電話 33-1451
事業所内保育施設	企業や病院において、事業所の従業員のお子さんを預かる施設です。市の認可基準として実施している施設は現在、市内にはありません。	保育課 電話 33-1451
その他の認可外保育施設	認可を受けていない保育施設等です。現在、市内には、9施設があります。利用料は年齢や利用時間などにより各施設により異なります。	保育課 電話 33-1451
ベビーシッター	保育者が対象児童の家庭内で保育する事業です。	保育課 電話 33-1451
ファミリー・サポート・センター	地域住民による会員相互の子どもの預かりサービスで、保育園、幼稚園、小学校・放課後児童クラブへの送迎や保護者のリフレッシュ等に利用できます。また、産前産後時の掃除・洗濯・買い物・調理などの家事支援と、沐浴等の手伝いもあります。 ■利用料等 30分あたり350円～450円の利用料がかかります。	子育て政策課 電話 33-1874 ファミリー・サポート・センター事務局 電話 35-0053
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導や、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。現在、市内には「ほうあんうみ」「ほうあんふじ」の2施設があります。	ほうあんうみ 電話 44-4597 ほうあんふじ 電話 41-4010
子育て支援センター	子育て中の親子が自由に遊べる「子育てひろば」の開催や、子育て相談、子育て情報の提供、子育てに関する講座等の実施をしています。現在、市内4箇所で開催しています。	子育て政策課 電話 33-1874

地域子育てひろば	民生委員児童委員協議会などが主体となって、未就学の親子の交流や情報交換の場を、公民館など身近な通いやすい場所で開設しています。現在、市内23箇所で開催しています。	子育て政策課 電話 33-1874
ママパパ子育て知恵メール配信事業	妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、妊娠や出産・育児に関する情報をメールで配信します。	健康づくり課 電話 47-0820
育児相談事業	保健センターで月1回、市内4か所の子育て支援センターで計8回、計測や育児相談を行います。また、地区公民館等での出張育児相談、保健センターでの電話や来所による相談に対応をします。	健康づくり課 電話 47-0820
母子健康教育事業(ママパパ学級など)	安心して妊娠中の生活を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦とパートナーを対象にしたママパパ学級や、離乳食や子どもの遊びなどを学ぶ子育て応援講座を行います。また、育児不安の軽減を図るために、年齢に応じた親子教室を開催します。	健康づくり課 電話 47-0820
地域育児センター事業	市内11ヶ所の保育所で行っている子育て支援事業で、育児相談や園開放、交流事業などを行っています。	保育課 電話 33-1451
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や育児相談などを行います。	健康づくり課 電話 47-0820
子育てマップ	保育所や幼稚園、小学校、中学校、小児科や休日・夜間診療等、子育てに必要な情報を掲載した「子育てマップ」を作成し、生後4か月までに全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や子育て支援センター、関係機関窓口等で配布しています。	子育て政策課 電話 33-1874
子育て世代包括支援センター「はっぴい」	母子健康手帳の交付時に、個別の面談を通して、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師又は助産師が必要な情報をお伝えし、それぞれのご相談に対応します。(月～金の午前9時から午後5時まで。火曜日は午後7時まで予約制で延長しています。)	健康づくり課 電話 47-0820
保育コンシェルジュ	保育の預け先について、保護者の相談等に応じ、保育サービスについて情報提供を行っています。	保育課 電話 33-1451
小田原市子育て情報サイト「ぴんたっこ」	子育て支援に携わる団体が集まり、小田原市の子育て家庭に向けて、子育てに役立つ情報をSNS等で発信したり、「ぴんたっこカフェ」を実施し、親子や親同士の交流事業を行っています。	子育て政策課 電話 33-1874
病児・病後児保育	病児保育…当面症状の急変はみられないものの、病気の回復期にはなく集団保育が困難な期間に、専用スペース等で一時的にお預かりするサービスです。 病後児保育…病気からの回復期にはあるものの、集団保育が困難な期間に、専用スペース等で一時的にお預かりするサービスです。病気回復期かどうかは、医師の診断によっています。 現在、市内には病児保育が1施設、病後児保育が2施設あります。 ■利用料等 1日2,000円	保育課 電話 33-1451
一時預かり	家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において、お子さんをお預かりしています。現在、市内10園で開催しています。利用料は園によって異なります。	保育課 電話 33-1451
放課後児童クラブ ※小学生向け事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、児童の安全と健全育成を図るとともに、子どもの生活の場を提供するものです。 (片浦小学校区は現在休所中) ■利用料等 月額7,000円(その他おやつ代、傷害保険料などがかかります)	教育総務課 電話 33-1731
放課後子ども教室 ※小学生向け事業	放課後の安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、学習支援と体験活動を通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれることを目的とし実施しています。週に1～3回程度、放課後からおおむね16時まで1時間程度の時間で、宿題やプリント(国語・算数等)などの自主学習の支援や昔あそび、クラフト体験などの体験活動のほか、紙芝居、読書、読み聞かせなどを行っています。 ■利用料等 無料(傷害保険料年額800円が必要です。材料費(実費)が必要な場合があります。)	教育総務課 電話 33-1731